

の輕易なる證となしたり。兩名の投書は素より押上支部の關知するところにあらずと雖、事職工の態遇に關するものなるとため兩名の爲に見舞金募集の舉に出でたり。見舞金は須臾にして八十圓を超へたるが、此時佐々山工場長は大橋平吉を呼び寄せ、責むるに工場規則に背きて解雇されたる兩名に對し工場内に於て見舞金を集むるの不當を以てし速に之を醸出者に返附すべしと令し、且自今組合費、會費等を女工より徴收せんとする時は先づ工場長の許可を受くべしと命せり。大橋以下押上支部役員は從順に醸出金を返付せり。而も押上支部が忍び得ざるは、組合費其他の工場内に置ける徴收を工場長の許可の下になすべしとの一條なりき。かゝる例は何れの工場にも存する事ながら、寄宿女工を組合員となす組合が工場内に於て組合費を徴收すべからずとせば男工若くば通勤女工の工場と異りて遂に組合費を徴收し能はざるに至るべく、此一點を以てするも工場長が組合を壓迫するの意志極めて明瞭なりとなし、押上支部は友愛會本部に對し這回の事情と佐々山工場長對押上支部の感情隔離の經緯を報告し一度大衆威嚇の途に出づるの外なかるべきを以てせり。

罷工の原因は往々にして具體的條件よりも感情上の問題に根深きことあり、佐々山工場長對押上支部の紛糾にも此謂なしとせず。佐々山工場長は程ヶ谷工場職工係より小山工場次長に昇任し昨年十一月押上工場長に榮轉し來れり小山工場次長時代に名次長の名を走せたるの人とて相當の期待を繋がれたり。氏が押上工場長たるに先ち九月一日本社より轉じて工場庶務主任となれる辛島氏あり、間もな

く佐々山工場長が小山工場次長時代其下に職工係たりし廣池氏が轉じて押上工場の職工係主任として來れるあり、廣池氏は大正六年七月の罷工に職工監視役として本社より派遣せられ、罷業終熄後押上工場に轉勤し一度小山に移りて佐々山氏の知遇を受け今回職工係主任として其帷幄に參劃するの地位に立てる人、素より茲に其人物評を試むべきに非らざれば之を避くるとするも只同氏の性行が工場長に累したるは事實なる如し。廣池氏の押上工場に任を受くるや、職工の自宅を訪問して職工恩給制度其他の私案を披瀝し必ずや重役之を容るべしと語り、當初職工の歡心を購ふに汲々たりき。中頃職工係主任は私に請託を容れ、「俺も人間だ尾を振る犬は打てぬ」と云へりと噂され、恐慌來と共に、「是から資本家の天下だ、組合の何の云つても駄目だ」と豪語せりとか。佐々山工場長は小山工場次長の任にありし日より友愛會に快しとされず、前任者渡邊工場長の信望厚かりし反動を以て職工團は一層佐々山氏を信賴せず、赴任の當初より既に間隙を存するの止むなきものありき。渡邊工場長は小名木川工場に於て辭表を重役に進達したるを許されず、押上工場に轉勤し來れる人なりしが、赴任の當初より寄宿舎病院等より便所の末に至るまで改造し、且職工組合には隱に陽に援助を吝まらず崇拜神の如きものありしが、出で、中外紡績の重役たるに至りて佐々山氏が其椅子を襲へるなり。其告別の口、佐々山工場長を紹介するの辭に「佐々山氏は諸君の總てに余以上の好意と諒解あり」との皮肉なる挨拶をなしたり。間隙既に存するものありて佐々山工場長の施設は常に職工側の喜ぶところとならず、託兒所を